

議会受付番号	鎌議第 1332 号
質問者	上畠 寛弘議員
答弁する者	教育長（教育指導課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

子供達の教育を受ける権利を守る為に市長の姿勢について

2 質問の要旨

鎌倉市内の母子家庭において、幼稚園に通う妹さんが熱を出すも、お母様は仕事の為、看病することも出来ず、病児保育も市内では、対応出来ない為、お母様は泣く泣く、市内小学校に通うお姉さんに学校を休んでもらい、妹さんを看病したという相談があった。

子供にしわ寄せがくるなんて、あまりにつらい事態が鎌倉市内であるということ、この事態について、市長、教育長は如何お考えか。

病児保育どころか、保育園が足りていない鎌倉市の危機的状況下、鎌倉市職員労組は、貴重な一等地スペースをわがままに借りつづけ、明け渡そうとしない。子供たちを先ず優先して下さい。

本当にこの労組らは、10月31日までに出ていくのか。

市長として、労組でなく、市民(特に子供)の為に御決断をお願いしたいが如何か。

本日時点の進捗は如何か。

3 答弁

子どもには教育を受ける権利があり、保護者には子どもに教育を受けさせる義務があります。子どもが不利益となるような状況が起きないように、市長部局と連携して取り組んでまいります。